

久寺家地区集落座談会 会議録

1. 会議名称 久寺家地区集落座談会
2. 開催日時 平成 28 年 2 月 22 日（月）午後 7 時 00 分から午後 8 時 30 分まで
3. 開催場所 久寺家青年館
4. 会議に出席した者の氏名

農業者	20 名
農業委員	2 名
農業委員会事務局	1 名
農政課	5 名

5. 協議区域の範囲 久寺家集落
6. 議題
 - (1) 人・農地プラン策定による事業の活用について
 - (2) 農地中間管理機構による協力金の活用について
 - (3) 多面的機能支払制度について
 - (4) ナラシ対策について
 - (5) その他
7. 協議結果を取りまとめた年月日 平成 28 年 2 月 24 日（水）
8. 会議の内容

農政課から、人・農地プラン策定事業として集落座談会開催の趣旨を説明した。

続いて、各地域の農業の現状（農業者の高齢化や耕作放棄地の増加等）を説明した。そして「人と農地の問題を解決する」ための国の諸施策について、以下の説明を行った。

- ・地域の農業や農地の問題をどのように解決していくのかを計画する「人・農地プラン」の説明を行った。さらに、担い手に農地を集約していくための施策として農地中間管理事業の説明を行った。
- ・集落で農地整備等を行い、交付を受ける多面的機能支払いについて説明を行った。
- ・米価下落対策としてナラシ対策の概要について説明を行った。

農政課が説明をした後の農業者との話し合いの内容は次のとおり。

農政課：久寺家地区の若手となるものはどれくらいいるのか

農業者：全部は把握していないが 40 代が 1 人いる。

農業者：プランに位置づけるには認定農業者にならないといけないのか。

農政課：条件はないが、認定は受けた方がいろいろな支援事業を活用できる。支援事業の条件のほとんどが人・農地プランの位置づけと認定農業者になっている。

農業者：認定農業者の条件とはどのようなものか。

農政課：市で定めている農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標というものがあり、その指標にあるような経営を目指して 5 年間の経営改善計画を作成する。

農業者：指標とはどのようなものか。

農政課：詳しくは資料がないので話せないが、目標の農業所得が 550 万円で労働従事期間が年 1,900 時間程度を目指す計画づくりをすることになる。そして、関連団体の意見を聞きながら市が計画を認定することで認定農業者となる。市内で認定農業者は 35 経営体ほどいるが、中には指標に届かない者もいる。しかし、市としては目指す意思が確認できればなるべく認定していくようにしている。

農業者：年間 1,900 時間は日数にするとどれくらいになるのか。

農政課：1 日 8 時間として 2 3 5 日程度となる。

農業者：年齢制限はあるのか。

農政課：年齢制限は無いが、5 年間の計画を作成するので 5 年以上の農業経営の見込みがあるものに対して認定することになる。認定を受けておけば補助金や資金の活用等様々なメリットがあるので担い手として頑張っていこうという気持ちがあれば是非ご相談いただきたい。

農業者：無理してやることもない。

農政課：地域の方がそういう制度を活用して頑張っていたらそれに越したことはないが、中山間地の場合は担い手がないことが多い。ある市外の地域では、担い手がないため周りの地域で頑張っている担い手に農地を託すプランを作成しているところもある。地域の実情に応じて臨機応変に対応できるよう話し合ってもらえばと思う。我孫子市ではないが近隣市では 1 0 0 h a 規模の田圃を耕作している農業者もいる。そういうところは法人化してライスセンターを作って経営したり、集落営農も組織したりしている。久寺家地区の方も数年先を見据えて支援事業を活用しながら将来設計を考えていただきたい。

農業者：そういった話は 30 年前からある。

農業者：米をもっと高くしてくれないと誰もやらない。

農政課：平成 2 6 年産米が 1 万円を切ったような現状では設備投資もできないので国にも価格の安定対策を練ってもらいたいところだが、一方で国は大きく耕作することで経営を成り立たせようとしている傾向もある。

農業者：このプランは小規模農家をつぶして大規模農家にしようという制度である。小規模農家を生かす制度を作してほしい。

農政課：国の制度としては正直そのとおりである。小規模農家は早くリタイアしてもらおうという制度だ。そして農地中間管理機構(以下「機構」)を通してだが、思い切ってリタイアして大規模農家へ集積すれば交付金が出る制度となっている。

農政課：我孫子市内でもある集落では 4 0 代の農家が 4 人農業を継いでいる。そして、法人化して集落内の農地を集積していこうと話を進めている。もうひとつの集落では、市外の農業法人へ農地を預けて機構を活用していこうと決めている集落もある。久寺家地区もこの地区に合ったやり方で何度でも話し合いながら方向性を決めていただければと思う。

農業者：どこの集落でも高齢化が進んでいる。いつかは話し合わないといけない。

農政課：国がこの集落座談会を進めている経緯としては、高齢化が進む中で自分が元気なうちは耕作していこうという個々の意志は仕方ないが、地域で見れば後々行き詰っていくことは共通認識である。そこで人・農地プラン作成を推進し、集落で農業の

方向性を考え、プランを作成して担い手の位置づけや農地を集約していくならば交付金も使えるし、いろいろな制度も活用できるという仕掛けを考えた。当面は地域で担い手がいればそこに集めていくのもいいし、もし地域で5年、10年後の担い手がなくなることが見込めればその後の展開も話し合っていく2段階構えもいいと思う。

農業者：この農地中間管理事業は田圃の為の制度であって、畑で農地を集約するにはほとんど活用できない。

農政課：確かに我孫子市では、集落に畑が集団化しているところがないので活用しづらい状況ではある。中山間地の畑がまとまった地域で担い手の位置づけを話しあう場合では活用できる。

農業者：機構では農地を買ってくれるのか。

農政課：制度として買えないことはないが、購入相手が決まっていなくて機構は動かない。

農業者：機構に申し込んだとして全部借りてくれるのか。

農政課：機構が借りた後に転貸することが決まらなければ借りないし、交付金も出ない。

農業者：賦課金は所有者が払うのか。

農政課：貸し付けの料金にもよるし、耕作者の考えを聞きながら決めていくことになる。

農業者：貸すと言っても小作料はどれくらいにすればいいのか。

農政課：今では貸賃で米だと1俵から1俵半、賦課金は所有者負担が多い。

農業者：農家を相手にしないで、農地法を変えて企業が農地を持てるようにした方がよいのでは。

農政課：企業は農地を借りることはあっても所有する傾向はほとんど無いようである。

農業者：やる人も借り手もない。

農政課：田で言うと、北新田全体の面積から見れば久寺家地区内で自由にできる農地は限られていて担い手がいないかもしれない。しかし、北新田ならば、他の地区で意欲的にやりたいという農家はいるし、その人を担い手に位置付けにしていくことも手段である。久寺家地区で耕作していくという方がいればその方を担い手に位置付けることもできる。うまくやっていたら交付金も出るし、うまく制度を活用しながら自分たちの農地を荒れないようにしていただけたらありがたい。

農業者：他の市町村の農家が耕作してもよいのか。

農政課：農政課としては我孫子市内の農家が頑張って収益を上げてほしいとは思っているが、市内の農家でも大規模に耕作しているところは多くない。他の市で大規模にやっている農家がいる、集落でその方を位置づけして農地を集約していくことで制度を活用できるならそれも手段である。皆さんで決めていただくことが望ましいと考える。

農業者：米の値段を高くしてもらわないと話が進まない。

農政課：確かに昨今の米事情をみても、米の値段はなかなか上がらないことは念頭に置いて将来設計を考えておく必要がある。とは言ってもTPPもあり、先行きの見込みない状態でもある。

農政課：農政課でも、我孫子市内の担い手農家に頑張っていたいただきたい意味で平成28年度から我孫子市担い手農家等農地集積奨励金制度が施行されるので紹介する。これ

は我孫子市内の担い手農家限定で農地を貸した場合に、その貸し手と借り手の双方に奨励金を交付する制度となっている。同じ借りるのであれば認定農業者になれば交付対象になるし、貸すのであれば市内の認定農業者へ貸せば同じように交付対象となる。3月議会で予算が議決された場合は全農家へ周知するようになる。ぜひ活用いただきたい。